

令和3年4月1日現在

1. 商品名(愛称)	<ul style="list-style-type: none"> ・自由金利型定期預金<M型> [単利型] ・スーパー定期……預入金額300万円未満 ・スーパー定期300……預入金額300万円以上
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・法人および個人の方。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・期間定型方式…1カ月・2ヶ月・3カ月・6カ月・1年・2年・3年・4年・5年 ・満期日指定方式…1カ月超5年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・スーパー定期 ……100円以上300万円未満 ・スーパー定期300…300万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 ・なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下は切り捨て)により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(但し、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。(非課税法人の場合は非課税)
8. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・不要です。
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・適格の方はマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 ・なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部(9時～17時、電話:0944-52-3358)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫法務部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> •満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 •預金保険制度の対象となります。 (但し、預金保険対象となっている他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息に限ります。)